

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年2月3日(平成28年(行個)諮問第18号)

答申日：平成28年8月8日(平成28年度(行個)答申第84号)

事件名：本人が特定日に提出した苦情に関する文書の開示決定に関する件(保有個人情報の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が特定日に提出した苦情に関する一切がっさいの書類」に記録された保有個人情報(以下「本件請求保有個人情報」という。)の開示請求につき、「審査請求人が津地方法務局特定支局長に対して特定日に提出した苦情に関する書類一式」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成27年9月18日付け総(庶)第848号により津地方法務局長(以下「処分庁」という。)が行った開示決定(以下「原処分」という。)について、以下を求める。

- (1) ① 全部開示であるので、苦情に回答した書類も開示すべきである。
- ② すでに開示手続を申請し、請求資料2枚((苦情)文書)のコピーが送付されてきたが、受付印のないものであり、受付印のある資料を送付すべきである。
- ③ 審査請求人が提出した実施方法等申出書に控(審査請求人の控)に収受されていないので、収受日をおすべきである。

- (2) あるいは、全部不開示とすべきである。

審査請求人が特定支局にて、個人情報を請求した時、係の人が本人確認をおこなった。(免許証等のコピーをとらなかった)。書類不備である。

審査請求人が人権しんぱんをしてもらったのも、書類不備の為。

(略)

先の審査請求書をさんこうにしてください。

又、審査請求人が特定機関にあてた個人情報開示請求は、本人確認が

できない為に、不開示決定があった。

2 審査請求の理由

上記1，審査請求の趣旨によるように、

- (1) 全部開示も書類がたりないです。
- (2) 書類不備の為、不開示とすべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分

審査請求人は、処分庁に対し、平成27年8月26日に「開示請求者が津地方法務局特定支局（以下「本件支局」という。）長に対して特定日に提出した苦情に関する書類一式」の保有個人情報開示請求を行ったところ、処分庁は、審査請求人が本件支局に対して特定日に提出した「苦情」と題する文書を対象とする全部開示決定の処分（原処分）を行った。

2 審査請求人の主張

- (1) 原処分は全部開示とされているところ、苦情に回答した書類も開示すべきである。
- (2) 原処分で全部開示された行政文書に受付印がなく、受付印のある行政文書を開示すべきである。
- (3) 保有個人情報の開示の実施方法等申出書の控（審査請求人が所持する控）に收受日を押印すべきである。
- (4) 開示請求時に窓口担当者が免許証等の写しをとらずに本人確認を行ったことは、開示請求手続に係る書類不備であり、不開示決定とすべきである。

3 審査請求人の主張の上記2（1）及び（2）について

処分庁に事実関係を確認したところ、処分庁では、一般の者から苦情が寄せられた場合において、必ずしも文書で回答する取扱いを行っておらず、審査請求人が特定日に本件支局に申し出た苦情に対しても文書による回答は行っていない。

また、審査請求人が特定日（原文には異なる日が記載されているが、諮問庁に確認したところ、特定日の誤記とのこと。）に提出した書類は開示した文書だけであり、これ以外に受付印を押捺した文書は存在しない。

したがって、審査請求人が本件支局に対して特定日に申し出た苦情に係る処分庁が有する保有個人情報は、審査請求人が本件支局に対して同日に提出した「苦情」と題する文書のみであり、当該文書を対象とし、全部開示決定を行った原処分は相当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他上記2（3）及び（4）の主張をしているが、いずれも原処分に対する不服申立てではないことから、諮問の対象とはしない。以上のことから、処分庁における全部開示決定の原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成28年2月3日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月14日 | 審議 |
| ④ | 同年8月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「審査請求人が特定日に提出した苦情に関する一切がっさいの書類」に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し全部開示したが、審査請求人は、苦情に回答した書類も開示すべきなどとしている。

これに対し、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

なお、審査請求人は、本件審査請求に際し、上記第2の1（1）③及び（2）のとおり、本件対象保有個人情報の特定以外のことについても審査を求めているが、諮問庁は、これらについては、原処分に対する不服申立てではないことから、諮問の対象としていない。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

（1）当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、本件対象保有個人情報は、「苦情」との標題及び特定日の日付がある、津地方法務局特定支局（本件支局）長を宛先とし審査請求人を差出人とする文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報であり、本件文書は、審査請求人が特定日に本件支局に提出した苦情に関する文書であると認められる。

（2）審査請求人は、苦情に回答した書類も開示すべきであり、また、本件文書は受付印のないものであり、受付印のある資料を送付すべきであると主張しているところ、諮問庁は、審査請求人が特定日に本件支局に申し出た苦情に対しては文書による回答は行っておらず、また、審査請求人が特定日に本件支局に提出した書類は本件文書だけであり、審査請求人が主張するような受付印が押捺された文書は存在しない旨説明する。

（3）以上について検討すると、審査請求人が主張するとおり、本件文書には確かに受付印は見当たらないが、本件文書は上記（1）のとおり、審査請求人が提出した苦情に関する文書であると認められるところ、この外に、受付印が押捺されたものが存在することをうかがわせる事情は存せず、また、当該苦情に対しては文書による回答は行っていないとする諮問庁の説明についても、これを覆すに足りる特段の事情は認められな

い。

(4) また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件文書を受領した本件支局において、本件開示請求を受け、苦情対応を担当する部署の事務室内及び書庫を探索したが、本件文書以外に該当する文書は存在せず、さらに、審査請求を受け、再度探索したが、本件文書以外に該当文書は存在しなかったとのことであり、文書の探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

(5) したがって、津地方法務局において、本件対象保有個人情報の外に、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も存しない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、津地方法務局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史